

肝炎対策事業における マイナンバー利用について

1. マイナンバー利用による申請について

マイナンバーを利用して申請すると下記の書類が省略できます。

- (1) 世帯全員の「市町民税課税年額(所得割)を証明する書類」
- (2) 申請者の医療保険の資格情報を確認できる書類

※マイナンバーの利用には、該当者全員の同意（自署）が必要です。
利用は任意のため、従来の申請方法も選択できます。

2. 利用方法について



- 1 申請に必要な書類に加えて「世帯員調査書兼同意書」を提出
- 2 申請者（及び家族）のマイナンバーを確認できる書類を提示

※本人及び世帯員のマイナンバーの確認に必要な書類等、詳しくは裏面をご確認ください。

3. マイナンバー利用の対象となる医療費助成事業について

- (1) 肝炎治療特別促進事業（受給者証の交付申請等）
- (2) 肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業（参加者証の交付申請等）

4. 利用開始日について

令和8年4月より利用開始いたします。

マイナンバー利用による申請手続きに必要な書類

1. 世帯員調査書兼同意書

- ・ 申請者と住民票上同一世帯に属する者全員から同意をとること
- ・ 同意する者自らが署名を行うこと。ただし、16歳未満の者の同意については代筆可
- ・ 16歳未満の者については個人番号項目のみ省略可(その他項目は必須)
- ・ 未記入の場合等、不備がある場合はマイナンバーと連携ができません

2. 申請者の身元が確認できる書類

どちらかで確認

- ・ 顔写真の入った身分証明書(次の書類のうち1点)
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等
- ・ 顔写真の入っていない身分証明書(次の書類のうち2点)
年金手帳、児童扶養手当証書、納税証明書、住民票 等

3. 申請者のマイナンバー確認書類【原本】

以下のうちいずれか1点

- ・ 申請者本人のマイナンバーカード
- ・ 申請者本人の個人番号通知カード
- ・ マイナンバーが記載された住民票

郵送も可能です。

※郵送の場合は、特定記録など記録の残る方法で「写し」を添付してください。

4. 世帯員全員のマイナンバー確認書類【写しでも可】

以下のうちいずれか1点

- ・ 世帯員全員のマイナンバーカード
- ・ マイナンバーが記載された住民票 又は 世帯員全員の通知カード

お問い合わせ

お問い合わせ先	所在地	電話番号	管轄市町
下関市立下関保健所	下関市南部町1-1	083-231-1935	下関市
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター	柳井市南町3-9-3	0820-22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
周南健康福祉センター	周南市毛利町2-38	0834-33-6425	下松市・光市・周南市
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	山口市
山口健康福祉センター 防府保健所	防府市寿町7-1	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3202	宇部市・美祢市・山陽小野田市
長門健康福祉センター	長門市東深川1344-1	0837-27-0791	長門市
萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	萩市・阿武町
山口県健康増進課	山口市滝町1-1	083-933-2950	お問い合わせのみ